

実施計画提出により受ける採択及び財政支援について

1 財政支援の対象となる採択について

財政支援を受けるにあたって、市区町村は「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、実施計画）を国に提出し、以下（１）～（３）のうち希望する事業について採択を受ける必要がある。

（１）待機児童対策

要件①：財政支援を受ける当該年度の４月１日時点において、待機児童が１０人以上見込まれること

要件②：過去３年のいずれかの４月１日時点において待機児童が生じている、または、令和５年度と令和６年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施していること

要件③：財政支援を受ける当該年度の４月１日時点において、待機児童が１人以上見込まれる、または、待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること

要件④：財政支援を受ける当該年度の４月１日時点から翌年度４月１日時点にかけて、申込者数が５０人以上増加すると見込まれること

（２）人口減少対策

要件：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみなし過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれること（財政支援を受けないことにより保育ニーズの減少が見込まれる場合を含む）

（３）地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策（その他の地域課題）

要件：上記の課題のほか、保育提供体制確保にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応にかかる実施計画を提出すること

2 令和８年度に受ける採択

板橋区では、令和８年度実施計画の提出により、上記（３）「地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策（その他の地域課題）」の採択を既に受けている。

3 令和８年度に受ける財政支援及び必要とする理由

板橋区では、保育需要と提供体制における課題（資料１-１ 項番４）がある。安定した保育施設の運営や多様化するニーズに対応するサービスの案内、待機児童解消などに資する取組を実施するため、令和８年度実施計画の採択により、以下（１）～（３）の財政支援を受ける。

（１）保育士宿舎借り上げ支援事業

事業者が保育従事職員用に宿舎を借り上げる事業に対する補助。

近年、定員の増加を要請しても、保育士不足を理由に定員を減少させる施設が増加している。そのため、保育士採用に際して、家賃負担軽減を行うことで、保育士の確保、離職防止を行う必要があるため。

（２）利用者支援事業（特定型）

「保育マイスター」による子育て支援施設の入所・利用に関する相談。

世帯の状況や意向を確認し、必要に応じ、認可外保育施設や幼稚園の情報提供を行うことにより、各世帯が利用可能な最適な施設を選択できるよう支援を行い、待機児童の解消を図るため。（配置経費の負担軽減）

（３）一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園における保育を必要とする乳幼児の定期・一時預かり。

本事業は、保育を必要とする乳幼児の受け皿となっている。また、早期から幼稚園における幼児教育を希望する保護者のニーズに応える事業となっているため。